

議案第121号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正により、個人の市民税について大学生年代の子等に関する特別控除が創設されたことに伴い所要の改正を行うとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告手続の特例を定める等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第23条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第23条の3第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第23条の4第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第44条の4第3号中「第13項第3号」を「第14項第3号」に改める。

第50条中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適

正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第27条第10項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第17条、第23条第1項ただし書、第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 令和8年1月1日
（個人の市民税に関する適用区分）
- 2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 4 新条例第23条の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第23条の3第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の福岡市市税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第23条の3第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 新条例第23条の4第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適

用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) について提出する新条例第23条の4第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第23条の4第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。